

裏面の記載要領を確認の上、記載してください。

生活保護法指定

中国残留邦人等支援法指定

※
医療機関
介護機関
助産師
施術者

処分届書

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による下記の指定医療機関について、生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けたので届け出ます。

指定 医療 機関 等	番 号	
	フリガナ	
	氏名又は名称	
	住 所 又は 所在地	〒 倉敷市 電話番号
処分の年月日		年 月 日
処分の種類		

年 月 日

倉敷市長様

届出者 住所
(開設者) 氏名

(裏面)

注意事項

- 1 この書類は、倉敷市長に直接に、又は所在地若しくは住所地を所管する福祉事務所を經由して提出してください。
- 2 この書類は、生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けた場合、10日以内に提出してください。

※ 生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分の規定

○医療法(昭和23年法律第205号)第24条、第28条若しくは第29条

○健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)第95条

○薬事法第72条第4項若しくは第75条第1項

○医師法(昭和23年法律第201号)第7条第1項若しくは第2項、

○歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条第1項若しくは第2項、

○介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第102条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項

○保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第14条第1項、

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年12月20日法律第217号)第9条第1項若しくは第11条第2項

○柔道整復師法(昭和45年4月14日法律第19号)第8条第1項若しくは第22条

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。
指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。
助産師又は施術者が届け出る場合には、個人の氏名及び住所のほか、その開設する助産所若しくは施術所又は勤務する助産所若しくは施術所の名称及び所在地についても記載してください。
- 2 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。
居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合、その開設する事業所ごとに記載してください。
居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 ※印のところは、該当の項目に○をつけてください。
- 4 指定医療機関等の「番号」は、指定書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
指定番号が不明の場合は、保険医療機関番号(薬局コード、訪問看護ステーション等コード、薬局コード)又は介護保険事業者番号等を記載してください。
助産師又は施術者が届け出る場合には、「業務の種類」を記載してください。
- 5 指定医療機関等の「名称」は、指定書によって通知した名称を記載してください。
- 6 「処分の種類」は、生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分の内容を記載してください。
- 7 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。届出者が個人の場合には、届出者本人の住所を記載して下さい。